広島県告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月三十日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　解除に係る保安林の所在場所

三原市深町字片地原一八一八、一八一六・一八一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）